

平成 30 年北海道胆振東部地震により被害を受けられた厚生年金保険 の被保険者、事業主・船舶所有者の皆さまへ（Q & A）

I. 厚生年金保険の被保険者のみなさまへ

Q 1 すぐに病院へ掛かりたいのですが保険証（健康保険被保険者証）がありません。
どうしたらよいですか。

A 1 医療機関等を受診される場合は、医療機関等の窓口で「氏名」、「生年月日」、「事業
所名」を申し出ていただければ、保険証を提示することなく、受診していただくこ
とができます。（詳しくは、受診する医療機関にお問い合わせください。）

Q 2 全国健康保険協会の保険証を紛失してしまったのですが、再交付はどうすればで
きますか。

A 2 原則として、保険証の再交付申請書を、会社を通じて全国健康保険協会（[全国健
康保険協会支部の連絡先一覧はこちらからご覧いただけます](#)）に申請していただく
ことになります。保険証が交付されるまでの間に医療機関等を受診する場合は、上
記 A 1 の要領で受診していただくことができます。

なお、会社の健康保険組合に加入中の方は勤務先にお問い合わせください。

Q 3 年金手帳を紛失してしまったのですが、再交付はどうすればできますか。

A 3 厚生年金保険に加入中の方は年金手帳再交付申請書を年金事務所に会社を通して
ご提出いただくことになります。

しかしながら、事業所に連絡がとれないような場合は、ご本人が直接ご提出いただ
くこともできます。

Q 4 健康保険の資格喪失届の届出に際して、被災により保険証の添付ができない場合は、どのようにすればいいですか。

A 4 保険証の添付ができない場合は、「健康保険被保険者証回収不能届」の添付が必要となります。「被保険者証を返納できない理由」欄に「被災」と記入してお届けいただきます。

Q 5 事業主が被災により死亡や行方不明となっているとき届書等をどのように提出すればいいですか。

A 5 事業主が死亡又は行方不明の場合の取扱いについて、

- 法人の場合は届出した方の役職名、部署、氏名の記載により、届出が可能です。
- 個人事業所の場合は、相続人等においてその事業を継承又は廃止がされることとなるため、事業が継承され事業所が存続する場合には、新たな事業主より事業主変更の届出がなされた上で手続きをしていただくようお願いします。

Ⅱ. 事業主・船舶所有者のみなさまへ

平成 30 年北海道胆振東部地震に伴い、平成 30 年 10 月 17 日に厚生労働省告示が発出されたことから、対象地域に所在地を有する事業主、船舶所有者様の保険料等の納付期限の延長が適用されています。

※対象地域

都道府県名	指定地域
北海道	勇払郡厚真町、勇払郡安平町、勇払郡むかわ町

Q 6 延長後の納付期限が定まったとの通知が来ましたが、どういうことでしょうか。

A 6 平成 30 年北海道胆振東部地震の発生に伴い厚生労働省告示が発出されたことから、対象地域（※）に所在する事業所・船舶所有者の厚生年金保険料等は納付期限が延長されていましたが、平成 30 年 12 月 12 日に厚生労働省告示が発出され、延長後の納付期限が平成 31 年 1 月 31 日に定められました。

Q 7 延長後の納付期限が定まるとどのような影響があるのでしょうか。

A 7 納付期限が延長されている間、平成 30 年 8 月分以降の保険料は納付いただくなくても構いませんでした。

今般、対象地域につきましては、延長後の納付期限が定まったことから、平成 30 年 8 月分から平成 30 年 11 月分の厚生年金保険料等を納付されていない場合は、平成 31 年 1 月 31 日までに納付いただくこととなります。（納付期限までに納付されれば延滞金はかかりません。）

Q 8 災害にかかる延長後の納付期限はどのように決められたのでしょうか。

A 8 延長後の納付期限については、交通機関、ライフライン等の復旧状況や関係する自治体の意向を踏まえて厚生労働省告示により定められました。

Q 9 送付された納入告知書を紛失した場合はどうすればよいのでしょうか。

A 9 納入告知書がお手元にはない場合は、管轄の年金事務所で再発行することができます。

Q10 延長後の納付期限までに納付しない場合はどうなるのでしょうか。

A10 延長後の納付期限までに納付いただけない場合は、納付期限経過後に、納付いただいていない年月分について督促状をお送りします。

督促状の指定する期限までに納付がされないときは、納付期限の翌日から納付日の前日まで延滞金がかかります。

納付が困難な場合は、法律上の猶予制度が適用できる場合がありますので、年金事務所にご相談ください。

Q11 平成30年8月分から平成30年11月分までの保険料のうち、未納となっている月分についてまとめて口座から引き落としできないのでしょうか。

A11 納付期限が延長されていた間の厚生年金保険料等については、まとめて口座から引き落としすることができません。

お手数料をおかけしますが、お送りしています納入告知書により、納付期限までの間に事業所の被災状況等に応じて納付いただくようお願いします。

Q12 財産に相当な損害を受けた場合、「災害による納付の猶予」を申請することで猶予を受けることができるとききましたが、どのような内容でしょうか。

A12 「災害による納付の猶予」が承認されることにより、以下の効果があります。

- ① 当猶予の承認となった保険料については、承認期間中に保険料が未納であっても、新たに督促状の送付はしません。
- ② 当猶予の承認となった保険料は承認期間中の納付であれば、延長後の納付期限後の納付でも延滞金はありません。
- ③ 当猶予の承認期間中は承認となった保険料が未納であっても、財産調査や差押え等の滞納処分は行いません。

なお、「災害による納付の猶予」の承認期間は最長一年となります。

また、当猶予には分割納付計画の提出や猶予期間中に担保の提供も必要ありません。

Q13 「災害による納付の猶予」の申請はいつまでに行えばよいのでしょうか。

A13 「災害による納付の猶予」の申請は、災害のやんだ日から2か月以内に管轄の年金事務所に申請願います。

Q14 具体的にはどのような事例が「災害による納付の猶予」に該当するのでしょうか。

A14 「災害による納付の猶予」は納付義務者が災害により、所有する財産に相当な損失を受けた場合に受けることができます。

「相当な損失を受けた」とは原則、全積極財産の価額（※1）に占める損失の割合が20%を占めたときとなります。

また、全積極財産での判定のほか、納付義務者に有利となるよう、事業の継続に必要な有形資産（※2）の価額に占める損失の割合が20%を占めたときも、「相当な損失」として判定する場合があります。

（※1）全積極財産の価額とは、わかりやすく説明しますと決算書の貸借対照表の資産総額にあたります。

（※2）この場合の有形資産とは、①土地・建物、車両運搬具、設備・機器等の有形固定資産、②原材料、仕掛品、製品等の棚卸資産を言います。

Q15 「災害による納付の猶予」を受けるためには、事業を休止していなければならないのでしょうか。

A15 「災害による納付の猶予」については、事業を休止しているか否かを問わず、納付義務者がその財産について相当な損失を受けた場合に受けることができます。

Q16 今般の平成30年北海道胆振東部地震により売上金が著しく減少しましたが、この場合でも「災害による納付の猶予」は受けられますか。

A16 「災害による納付の猶予」は主に有形資産の損失で当猶予に当たるかを判定するため、売上金の減少だけでは、承認されないことも考えられますので、管轄の年金事務所にご相談下さい。

対象地域（※）以外に所在地を有する事業主、船舶所有者の方へ

Q17 毎月の保険料等を口座振替で納付していますが、平成30年北海道胆振東部地震の影響により、厚生年金保険料等の納付が困難であるため、口座振替を停止したい。どのようにしたらいいのでしょうか。

Q17 保険料の口座振替を利用されている事業所や船舶所有者について、被災により保険料納付が困難な場合は、口座振替の停止についてご相談ください。ご相談は管轄の年金事務所又は直接、振替先の金融機関本支店にお願いいたします。

Q18 被災のため事業ができないので、厚生年金保険料等が納付できない場合はどのようにしたらよいのでしょうか。(厚生年金保険料等の納付猶予)

A18 事業所が災害により、財産に相当な損害を受け、納付者が納付すべき保険料(厚生年金保険料、健康保険料、船員保険料、子ども・子育て拠出金)を一時に納付することが出来ないと認められるときは、納付猶予を個別に申請することにより、被災の程度に応じて納付の猶予が受けられる場合がありますので、管轄の年金事務所にお問い合わせください。

Q19 会社の事務所が豪雨により倒壊し、一時的に別の場所で営業しています。保険料を納付する納入告知書が届きませんが、どうしたらよいのでしょうか。

A19 管轄の年金事務所へ、一時転居先の住所、電話番号等をご連絡いただきますようお願いいたします。ご連絡を受けて、お届けする書類を一時転居先に送付させていただきます。